

第5回こどもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

○ 日時 令和5年9月28日（木）10:30～12:00

○ 場所 オンライン開催

○ 出席者（50音順、敬称略）

主査：新保幸男

委員：石井夏生利、西内啓、野戸史樹、山野則子、李炯植

○ 議題

1. 早期発見に必要なデータ項目の整理についての議論
2. 本会議における方針について

○ 議事概要

1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論

早期発見に必要なデータ項目の整理について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 「その他データ項目」を抽出する場合においても、全国的にある程度標準化されたデータ項目でなければ、その後の有用性が低くなり得る点について留意いただきたい。
- ・ 各自治体においてデータ収集する際の工数、困難等についても検討する必要がある。重要なデータ項目でさえ、その収集が困難である場合、自治体の負担が増大する懸念がある。
- ・ 「経済的に困窮しているか」の項目に「就学援助」のデータが記載されているが、就学援助の収入基準については自治体ごとに異なるため、留意が必要である。
- ・ 全ての基本連携データ項目に対して作業することは困難であるが、特定のデータ項目のみを抽出した場合、支援が必要なこどもに漏れが発生するリスクがあることから、データ項目の有効性を確認するために既に支援をしているこどもを対象に共通する「基本連携データ項目」を確認することが有益だと考える。
- ・ 各種委員会に参加する中で委託先の個人情報の取扱いの確認不足が原因で、問題が起きるケースが多いと感じている。本事業は、こどもに関する機微な情報を取り扱うため、ガイドラインに個人情報の取扱いについて詳細に記載する必要がある。個人情報漏洩した場合の業務フロー等が定まっていない場合、個人情報保護委員会に個人情報の漏洩等が報告されない恐れがある。

- ・ 委託元が具体的にどのように委託先を管理するのか、重大な事態が発生した際に、委託先から報告される仕組みがあるのかを確認できるプロセスが必要である。委託先から個人情報漏洩した事例が多い。委託先の管理は困難であるが、機微な情報を扱うため、個人情報の取扱いやセキュリティ対策を実施している委託先を選ぶ等の対応が必要である。
- ・ 委託先を選定する際には、個人情報取扱いの業務フローが説明できるかどうか、ある程度リソースを割いて個人情報の管理体制を敷いているかどうか等で選定できると考える。機微な情報を取り扱うため、委託元と委託先の双方が個人情報の取扱いに関するリソースを確保すべきであると考え。
- ・ 個人情報を外部事業者を提供するという想定がない自治体も存在するが、場合によっては必要最低限の情報を外部機関に提供し、支援する場合もある。個人情報を外部事業者を提供する場合には、委託元として委託先の体制を確認する必要がある。
- ・ 必要最小限の情報を提供することはセキュリティ的、プライバシー的に適切な方針だと考える。委託先の個人情報取扱いに対する理解度や委託先に情報を提供した後、委託元が継続的に監督しているかが重要であり、個人情報を漏洩等しないために重要な観点である。
- ・ 委託元と委託先の双方が対応すべき点や留意点を理解しておくことが重要である。個人情報の管理は苦勞する点であるため、ガイドラインに記載し、全国地方公共団体やベンダーが参考にできるようにしていただきたい。
- ・ 要対協での支援にあたり、ケースに対して最低限の情報連携している場合の NPO 等の民間団体の管理についてガイドラインに記載すべきである。
- ・ 経験豊富な地方公共団体であれば、ある程度傾向を理解し、数多くのデータ項目から選定することができるが、困難類型の要因について知見や取り組んだ経験がない場合には、データ項目を選定すること自体が難しく、取組が進まない可能性がある。そのため、実証団体の結果からデータ項目のユースケースが得られるのであれば、ガイドラインで記載するのが良いのではないかと。
- ・ 地方公共団体自身で利用する項目を選択していくといった旨をガイドラインに記載いただきたい。

2. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY のコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7 万人を超える EY のコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁と E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和 5 年 4 月 24 日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. E Y は、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Y は一切の責任を負うことはございません。